



19高教政第230号
平成19年5月17日

各市町村（学校組合）教育長 様

教育政策課長

児童手当法の改正に伴う取扱い等について（通知）

児童手当法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行され、3歳未満の児童に係る児童手当の額が引き上げられました。

つきましては、法令に基づく支給等の取扱い等は下記のとおりですので、貴管内学校に周知していただきますようお願いします。

記

1 制度改正の概要

（1）趣旨

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、3歳未満の児童に係る児童手当等の額を引き上げることにより、これら児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図ることとされたもの

（2）改正の内容

3歳未満の児童に対する手当額が一律月額1万円とされたこと（3歳以上の児童の手当額は現行どおり。）。

3歳未満	月額1万円
3歳以上	第1子・第2子 月額5千円
	第3子以降 月額1万円

（注）「3歳未満の児童」には、3歳に達する日の属する月（月の初日に出生した児童については、出生の日から3年経過した日（誕生日）の属する月）まで1万円（月額）が支給されます。

2 制度改正に伴う認定等の取扱い

今回の改正では、手当を受給している職員から新たに届けを提出させる必要はありません。

3 制度改正に伴う手当の支給

制度改正に伴い3歳未満の児童の手当額が増額となる場合には、制度改正後の最初の支給月である平成19年6月に、2月・3月分の手当額の5千円（月額）と4月・5月分の手当額の1万円（月額）が合わせて支給されます。

4 届出様式

今回の制度改正に伴い、「児童手当認定等請求書（届）」を別添のとおり改正します。

児童手当（H19.4.1改正） Q & A

■制度改正の内容

問1 今回の改正に伴い、受給者が何らかの手続きをする必要はないのか。

（答） 特段の手続きは必要ありません。

問2 今回の改正により、出生の日の翌月から3歳となる月までの手当額が1万円となるのか。

（答） 出生の日の翌月から3歳の誕生日の属する月までの36月分の手当額が1万円となります。

問3 今回の拡充対象には、平成16年4月1日生まれの子も含まれるのか。

（答） 平成16年4月1日生まれの子も含まれます。

よって、平成16年4月1日生まれの子の第1・2子の手当額は平成19年4月分が1万円、平成19年5月分以降が5千円となります。

問4 今回の改正は「乳幼児加算」と言われているが、児童手当等の区分（児童手当、特例給付、小学校終了前特例給付）の変更はないのか。

（答） 今回の改正は、手当の額が改正されたものであり、児童手当等の区分は変更されていません。

■届出様式

問5 新規認定(改定)請求と現況届の様式は。

（答） 今回の改正に伴い、様式を若干変更しました。今後届出をする場合は、今回変更した「児童手当認定等請求書(届)」を使用してください。

■支給額(例)

(例1)

子A	13歳		
子B	1歳※支給対象	—————2人目の児童(3歳未満)	月額10,000円支給

(例2)

子A	9歳※支給対象	—————1人目の児童	5,000円
子B	1歳※支給対象	—————2人目の児童(3歳未満)	10,000円
			月額15,000円支給

(例3)

子A	13歳		
子B	9歳※支給対象	—————2人目の児童	5,000円
子C	4歳※支給対象	—————3人目の児童	10,000円
			月額15,000円支給

(例4)

子A	19歳(18歳を超えているため、支給要件児童にはカウントしない)		
子B	9歳※支給対象	—————1人目の児童	5,000円
子C	2歳※支給対象	—————2人目の児童(3歳未満)	10,000円
子D	0歳※支給対象	—————3人目の児童(3歳未満)	10,000円
			月額25,000円支給